

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第24条に基づき、本事業の基本的事項を公表します。

基金の名称	畜産・酪農収益力強化総合対策基金
法人名	公益社団法人 中央畜産会
基金額(国庫補助金等相当額)	25,467百万円(25,467百万円)
基金事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの推進のための新たな取組の実証や全国的な普及活動を推進(補助率:定額) ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体の収益性の向上に必要な機械の導入(補助率:1/2以内) ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設の整備(補助率:1/2以内) ・畜産クラスター計画に基づき、優良乳用種後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の拡大、畜産経営における情報通信技術等の新技術の活用及び優良純粋種豚の導入等を支援(補助率:1/2以内) ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体等の既往負債の償還負担を軽減する長期・低利の一括借換資金及び乳用牛・繁殖牛の増頭に向けた資金を調達する際の債務を農業信用基金協会が保証する場合の保証料免除を措置。
基金事業を終了する時期	未定
基金事業の目標	<p>我が国の畜産・酪農は、農家戸数や飼養頭数が減少している現状にあり、生産基盤の強化が喫緊の課題である。このような中、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉の大筋合意がなされたところであり、これを踏まえて策定された「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)において、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実な再生産が可能となるよう、農林水産物の体質強化対策を講じることとしており、特に重要5品目である牛肉・豚肉、乳製品の経営の継続・発展のための環境整備のための適切な措置を講じることとしている。</p> <p>このため、畜産・酪農の競争力強化を力強く、集中的に進めるため、畜産農家を始めとする地域の関係者が連携して収益性の向上を図る畜産クラスターの取組を支援することにより、畜産・酪農の体質強化を図る。</p>
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ①畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:農林水産省及び中央畜産会HPで公表 ②畜産経営体質強化資金対策事業:中央畜産会HPで公表 ③畜産・酪農生産力強化対策事業:中央畜産会HPで公表
申請期限	<ul style="list-style-type: none"> ①畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:農林水産省及び中央畜産会HPで公表 ②畜産経営体質強化資金対策事業:中央畜産会HPで公表 ③畜産・酪農生産力強化対策事業:中央畜産会HPで公表
審査基準及び審査体制	事業実施要綱・要領による。